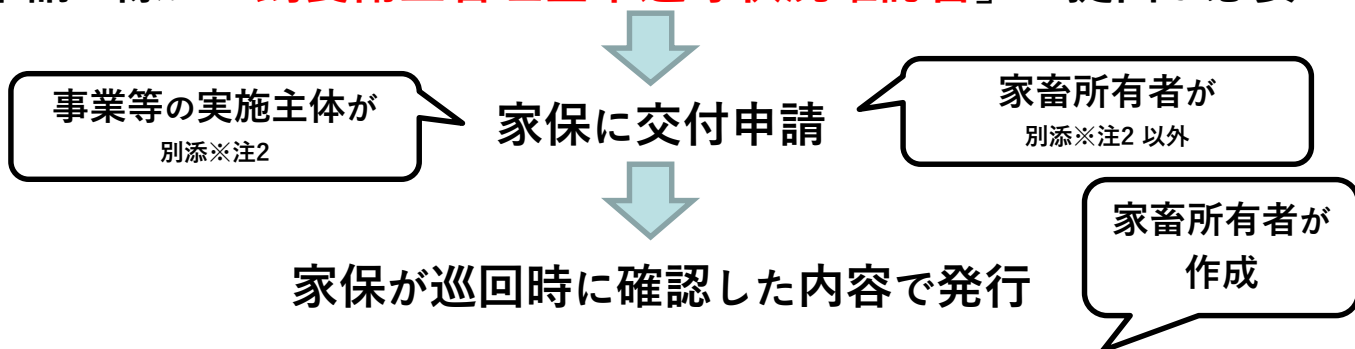




# 衛生だより

補助事業・交付金・制度資金の利用にあたり、  
飼養衛生管理基準の遵守が必須に！！

補助事業・交付金・制度資金の一部では、  
申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要



※ 不遵守項目がある場合は、改善方針も必要

- ①改善すべき事項 ②具体的な改善方法 ③改善すべき期限

飼養衛生管理基準 40 項目の再確認を！

（例）項目25：畜舎に立ち入る者の手指消毒等

項目29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、  
点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養

交付申請：インターネット or 書類提出

申請サイト

[https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/  
offerList\\_detail.action?tempString=kouhu1](https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempString=kouhu1)

様式ダウンロード

[https://s-kantan.jp/pref-chiba-d/downloadForm/  
downloadFormList\\_detail.action?tempString=kouhu2](https://s-kantan.jp/pref-chiba-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempString=kouhu2)

申請サイト



様式DL



# 補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、 飼養衛生管理基準の遵守が要件となりました。

## <ポイント>

- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。

注)国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)

## <遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金>(令和4年度)

### 補助事業

- ・ 畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業) ※注2、注3
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- ・ 特定地域経営支援対策事業 ※注2
- ・ 経営継承・発展等支援事業
- ・ 農業信用保証保険基盤強化事業
- ・ 農業経営継承保証保険支援事業

### 交付金

- ・ 消費・安全対策交付金(ハード事業) ※注2
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ※注2
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設) ※注2、注3

### 制度資金(主なもの)

- ・ 畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3
- ・ 家畜疾病経営維持資金 ※注2
- ・ 畜産特別資金 ※注2
- ・ 農業経営改善促進資金
- ・ 農業経営負担軽減支援資金
- ・ 農業近代化資金
- ・ 公庫資金

(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

注1)上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。

注2)当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注3)都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

北部家畜保健衛生所

TEL 0478-54-1291

FAX 0478-54-5996